

社会福祉法人野栄福祉会

定 款

千葉県匝瑳市川辺6166番地
社会福祉法人野栄福祉会

社会福祉法人野栄福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（2）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業の経営

（ハ）児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営

（二）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人野栄福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県匝瑳市川辺6166番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を千葉県匝瑳市川辺7970番地2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局員1名、外部委員2名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書、財産目録）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算の承認
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、その都度評議員の互選で定める。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員の議決があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監査には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第24条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に応え又は意見を具申する。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

1 千葉県匝瑳市川辺字目那6,166番地10の1所在の建物

(3 棟 2462.49 m²)

のさか学園

イ 園舎（鉄筋コンクリート造陸屋根平家建）	1448.16 m ²
-----------------------	------------------------

ロ 体育館（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建）一階	400.14 m ²
二階	141.57 m ²

2 千葉県匝瑳市川辺字目那6,166番地10の2所在の建物

作業訓練所（鉄骨造スレート葺二階建）一階	406.16 m ²
二階	66.46 m ²

3 千葉県匝瑳市川辺字目那7,970番地2所在の建物

(2棟 3236.46m²)

しおさいホーム

イ 園舎(鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき3階建)

	1階	2621.31m ²
	2階	531.00m ²
	3階	34.65m ²
ロ 機械室(鉄骨コンクリート造陸屋根平家建)		49.50m ²
ハ 作業棟(木造スレート葺平家建)		49.11m ²
ニ 車庫(木造スレート葺平家建)		149.05m ²
ホ 倉庫(木造スレート葺平家建)		74.52m ²
ヘ 作業所(木造合金メッキ鋼板葺平家建)		274.92m ²

4 千葉県匝瑳市新堀字砂間520番地6所在の建物

(1棟 86.87m²)

グループホームつばさ

イ 居宅(木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建)

一階	60.38m ²
二階	26.49m ²

5 千葉県匝瑳市新堀字砂間2215番地2所在の建物

(2棟 171.94m²)

グループホームのぞみ

イ 居宅(木造瓦葺2階建)

一階	77.00m ²
二階	60.16m ²

ロ 車庫(軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建)

34.78m²

6 千葉県山武市井之内字神里11番地2所在の建物

グループホームわかば

イ 居宅(木造かわらぶき2階建)

一階	51.32m ²
二階	42.23m ²

7 千葉県匝瑳市栢田字釜沼8511番地4所在の建物

グループホームひまわり

イ 居宅(木造スレートぶき2階建)

一階	76.59m ²
二階	59.62m ²

8 千葉県匝瑳市川辺字目那7977番地1所在の建物

のさか学園倉庫

イ 物置・車庫(木造スレート葺き平家建) 178.62m²

- 9 千葉県匝瑳市川辺字目那7955番地所在の建物
すてっぷ
イ 養護所（鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建） 576.00m²
- 10 千葉県匝瑳市堀川字目那7562番地1所在の建物
(1棟 145.74m²)
グループホームしおん
イ グループホーム(木造スレートぶき2階建)
一階 90.26m²
二階 55.48m²
- 11 千葉県匝瑳市川辺字目那7954番地3所在の建物
どんぐりキッズ
イ デイサービスセンター（木造合金メッキ鋼板ぶき平家建）
216.54m²
- 12 千葉県匝瑳市川辺字目那7977番地3所在の建物
のさか学園女性棟
イ 療護所（鉄筋造合金メッキ鋼板ぶき平家建） 641.37m²
ロ 療護所（木造合金メッキ鋼板ぶき平家建） 46.58m²
- 13 千葉県匝瑳市川辺字目那7972番地1の建物
きららホーム
イ グループホーム（木造セメントかわらぶき平屋建） 219.05m²

(2) 土地

- 1 千葉県匝瑳市川辺字目那6,166番10の土地
のさか学園敷地 (1筆 4849.56m²)
- 2 千葉県匝瑳市川辺字目那7,970番2の土地
しおさいホーム敷地 (1筆 7630.99m²)
- 3 千葉県匝瑳市新堀字砂間520番6の土地
グループホームつばさ敷地 (1筆 193.88m²)
- 4 千葉県匝瑳市新堀字砂間520番14の土地
グループホームつばさ敷地 (1筆 7.44m²)
- 5 千葉県匝瑳市新堀字砂間2215番2の土地
グループホームのぞみ敷地 (1筆 660.00m²)
- 6 千葉県山武市井之内字神里11番2の土地
グループホームわかば敷地 (1筆 165.41m²)
- 7 千葉県匝瑳市川辺字目那7955番の土地
すてっぷ敷地 (1筆 2,578.00m²)
- 8 千葉県匝瑳市川辺字目那7954番3の土地
どんぐりキッズ敷地 (1筆 819.00m²)

- 9 千葉県匝瑳市栢田字釜沼8511番4の土地
　　グループホームひまわり敷地 (1筆 337.20m²)
- 10 千葉県匝瑳市川辺字目那7977番1の土地
　　のさか学園倉庫敷地 (1筆 738.00m²)
- 11 千葉県匝瑳市川辺字目那7972番9の土地
　　すべてpp敷地 (1筆 215.00m²)
- 12 千葉県匝瑳市川辺字目那7977番3の土地
　　のさか学園女性棟敷地 (1筆 2,055.00m²)
- 13 千葉県匝瑳市栢田字下目奈3394番1の土地
　　グループホームしおん敷地 (1筆 346.13m²)
- 14 千葉県匝瑳市栢田字下目奈3394番4の土地
　　グループホームしおん敷地 (1筆 105.47m²)
- 15 千葉県匝瑳市堀川字目那7562番1の土地
　　グループホームしおん敷地 (1筆 247.00m²)
- 16 千葉県匝瑳市川辺字目那7976番5の土地
　　のさか学園敷地 (1筆 40.00m²)
- 17 千葉県匝瑳市堀川字目那7561番2の土地
　　グループホームしおん敷地 (1筆 204.00m²)
- 18 千葉県匝瑳市川辺字目那7972番地1の土地
　　きららホーム敷地 (1筆 719.00m²)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほ

か、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) 日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条第2項に規定する厚生労働省令の定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人野菜福祉会の掲示場に掲示するとともに、電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附 則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	新 海 保
理 事	畔蒜源之助
理 事	伊藤 孝次
理 事	伊東 太郎
理 事	宇井野 誠
理 事	宇都宮 直
理 事	大木 保三
理 事	小川 清
理 事	小川 清
理 事	椎名 彰
理 事	杉本 慶次
理 事	熱田 広司
理 事	角田 信

(附則) この定款は、昭和43年7月17日から施行する。

(附則) この改正は、昭和47年5月29日から施行する。

(附則) この改正は、昭和58年12月26日から施行する。

(附則) この改正は、昭和61年10月7日から施行する。

(附則) この改正は、平成3年3月20日から施行する。

(附則) この改正は、平成3年4月30日から施行する。

(附則) この改正は、平成3年7月18日から施行する。

(附則) この改正は、平成4年5月22日から施行する。

(附則) この改正は、平成4年7月8日から施行する。

(附則) この改正は、平成4年9月28日から施行する。

(附則) この改正は、平成5年12月22日から施行する。

(附則) この改正は、平成6年11月1日から施行する。

(附則) この改正は、平成9年8月6日から施行する。

(附則) この改正は、平成9年8月25日から施行する。

(附則) この改正は、平成11年3月11日から施行する。

- (附則) この改正は、平成11年5月21日から施行する。
- (附則) この改正は、平成12年8月15日から施行する。
- (附則) この改正は、平成13年10月30日から施行する。
- (附則) この改正は、平成14年12月20日から施行する。
- (附則) この改正は、平成15年2月20日から施行する。
- (附則) この改正は、平成17年3月14日から施行する。
- (附則) この改正は、平成17年7月11日から施行する。
- (附則) この改正は、平成17年10月14日から施行する。
- (附則) この改正は、平成18年7月19日から施行する。
- (附則) この改正は、平成18年9月21日から施行する。
- (附則) この改正は、平成19年5月14日から施行する。
- (附則) この改正は、平成21年6月30日から施行する。
- (附則) この改正は、平成21年10月21日から施行する。
- (附則) この改正は、平成23年1月21日から施行する。
- (附則) この改正は、平成23年6月6日から施行する。
- (附則) この改正は、平成25年4月16日から施行する。
- (附則) この改正は、平成25年6月19日から施行する。
- (附則) この改正は、平成25年7月30日から施行する。
- (附則) この改正は、平成26年6月19日から施行する。
- (附則) この改正は、平成27年5月8日から施行する。
- (附則) この改正は、平成27年7月27日から施行する。
- (附則) この改正は、平成28年5月13日から施行する。
- (附則) この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- (附則) この改正は、平成29年7月28日から施行する。
- (附則) この改正は、平成30年7月24日から施行する。
- (附則) この改正は、令和元年7月12日から施行する。
- (附則) この改正は、令和3年5月17日から施行する。
- (附則) この改正は、令和3年6月25日から施行する。
- (附則) この改正は、令和4年7月13日から施行する。
- (附則) この改正は、令和6年10月24日から施行する。